

「株式会社国際協力銀行法施行令」(案)及び「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」(案)に関する意見について(23.7.1)

財務省は、平成23年6月3日、株式会社国際協力銀行法施行令を制定するとともに現行の株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正し、先進国向けの融資対象分野の拡大する案を公表した。同案は、これまで当会が要望してきたJBICの機能強化の一環である。

財務委員会では、今回の施行令案および改正案を日本経済界全体の競争力の向上に資するものとして支持するとともに、さらなる融資対象事業の拡大や国際金融秩序の混乱時における先進国向け投資金融の解禁手続きの簡素化などを求める意見を取りまとめ、平成23年7月1日、財務省宛提出した。

2011年7月1日
社団法人 日本貿易会
財 務 委 員 会

財務省大臣官房政策金融課 御中
財務省国際局開発政策課 御中

「株式会社 国際協力銀行法施行令」(案)及び「株式会社 日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」(案)に関する意見

1. 総論

今回の施行令制定および政令改正は、先進国向けの融資対象分野の拡大を中心としたJBIC機能強化の一環であり、資源と並び、世界各国におけるインフラ・環境事業に取り組んでいる商社業界はもちろん、日本経済界全体の競争力の向上に資するものと考えられ、歓迎する。

2. 施行令(案)および政令(案)についての意見・要望

(1) 国際協力銀行法施行令(案) 第三条(輸出信用)

○第二項ホについて

太陽熱源(による蒸気)は発電だけに供するとは限らないため、「熱供給」事業

を追加いただきたい。

○第二項へについて

当該技術は既に成熟の域に達しており技術面での差別化が困難である一方、経済危機にある一部 EU 加盟国では先進国といえども公的信用機関によるプロジェクトへの金融支援が鍵となっている点に鑑み、括弧内の「高度な技術」を「同等以上の技術」に改めていただきたい。

○第二項チについて

従来低カロリー等の理由で有効活用されていない低質炭を改質して、環境に優しい発電/製鉄等の燃料として活用する技術/設備についても、先進国向けの輸出金融/投資金融のメニューに加えていただきたく、「石炭の効率的な利用を行う燃料製品」を追加いただきたい。

○対象事業の追加

- ・石油・ガスパイプライン（大径鋼管・電縫管ラインパイプ輸出）

（理由）わが国鉄鋼メーカーは深海用高強度材鋼管、高張力鋼管、硫化水素・CO₂等耐腐食性鋼管等高級鋼生産において高い技術力を有しており、またこれらの製品については、豪州・米州・欧州の海上・陸上石油・ガス開発プロジェクトで輸出が見込まれるため。

（2）国際協力銀行法施行令（案） 第五条（投資金融）および日本政策金融公庫法施行令（案）第十二条

○第一項ホについて

太陽熱源（による蒸気）は発電だけに供するとは限らないため、「熱供給」事業を追加いただきたい。

○第一項へについて

当該技術は既に成熟の域に達しており技術面での差別化が困難である一方、経済危機にある一部 EU 加盟国では先進国といえども公的信用機関によるプロジェクトへの金融支援が鍵となっている点に鑑み、括弧内の「高度な技術」を「同等以上の技術」に改めていただきたい。

○第一項チについて

従来低カロリー等の理由で有効活用されていない低質炭を改質して、環境に優しい発電/製鉄等の燃料として活用する技術/設備についても、先進国向けの輸出金融/投資金融のメニューに加えていただきたく、「石炭の効率的な利用を行う燃料製品」を追加いただきたい。

○第一項ヲについて

当該技術についても既に成熟の域に達しており技術面での差別化が困難である一方、経済危機にある一部 EU 加盟国では先進国といえども公的信用機関によるプロジェクトへの金融支援が鍵となっている点に鑑み、括弧内の「高度な技術」を「同等以上の技術」に改めていただきたい。

○対象事業の追加

- ・再生可能エネルギーをエネルギー源とする発電設備、機器、部材その他の製品の製造、供給事業
(理由) 一部発電事業市場を形成しているのは、上記技術・能力を有している会社である面も現実であり、発電事業に留まらず、この分野への進出も肝要。日本が出遅れた技術を獲得し、日本へ還流(裨益)することも考えられるため。
- ・食料資源確保に関する事業(穀物の集荷、輸送、積み出し港湾ターミナル設備建設等)
(理由) 食糧安全保障の観点から食料資源確保は、自給率の低い日本として重要な事項と考えられ、資源確保リスクの分散化を図るためにも、開発途上国に留まらず、先進国においても投融資の対象事業として追加していただきたい。

(3) 国際金融秩序の混乱時における先進国向け投資金融の解禁手続きの簡素化

株式会社国際協力銀行法(以下「新国際銀法」)は、現行の株式会社日本政策金融公庫法(以下「公庫法」)と同様に、先進国向け投資金融については、資源の開発・取得の促進目的を除き、国際競争力の維持・向上に関する国の施策の推進の観点から政令で定める場合に限って行うことができるとしている(第12条7項)。これに関し、国際金融の混乱への対処する際には、従来の枠組みとしての当該条項に基づく政令による主務大臣への委任、主務省による告示という手順を踏むことは、危機対策としての機動性を損なうおそれがあるため、今回の施行令制定にあたり、公庫法施行令附則第11条の2と同様に、主務大臣への委任をあらかじめ施行令中に規定すべきと考える。

3. その他の意見・要望

(1) 将来における適時・適切かつ柔軟・弾力的な指定分野の見直し

今回対象となっている先進国向け輸出金融、同投資金融、及び国内大企業に対する投資金融の分野は、いずれもわが国の国際競争力の維持・向上の観点から必要とされる取引・事業であるが、グローバルな競争は今後とも厳しい状況が続くとともに、競争相手の動きを含め競争の分野や態様も大きく変化していくと思料されることから、指定分野に関しわが国企業の随時の戦略的ニーズを踏まえて適時・適切かつ柔軟・弾力的な見直しを要望する。

(2) 人員面を中心とする量・質両面からの強化

グローバルな環境変化(例:資源獲得競争の激化、新興国等のインフラ需要に対する各国間の競合他)を背景に、JBICはわが国企業の国際ビジネス展開に必要な不可欠な存在となっており、加えてJBIC業務自体がプロジェクトファイナンスをはじめ著しく複雑化・高度化してきている。かかる中、ユーザーの立場からみて、JBICに

よる機動的かつ迅速、適切な対応・サポートができる体制を構築するという観点から、人員面を含めた JBIC 組織の質量双方からの強化をお願いしたい。

(3) 「民業補完」に関する判断基準の緩和

先進国における、特に中規模（100～500 百万米ドル程度）案件の場合、本政令の融資対象事業については、市中銀行からも相応のファイナンスオファーの入手が可能であることから、市中のみでファイナンス組成が可能と判断され、結果として「民業圧迫」を理由に JBIC 参画の意義付けが困難と捉えられるケースも予想される。

一方で、特に日系金融機関の資金供給能力については、バーゼルⅢ等の規制要因などにより、米ドルを中心とした中長期的な外貨供給に懸念が生じる可能性もある。

「民業補完」の大原則は理解するものの、JBIC の参画が、市中銀行だけでは取り切れない与信の補完、及び日系金融機関を中心とした市中銀行参加の呼び水としての役割を果たす側面があることに鑑み、融資判断の際には柔軟な対応をお願いしたい。

(4) 融資基準の緩和

① 「Japan Interest」に関する判断基準の緩和

技術革新の途上にある先端分野、特に太陽光・太陽熱や風力などの再生可能エネルギー源による発電事業などの場合、本邦のパネルメーカーや EPC コントラクターが関与するケースは必ずしも多くない。

しかしながら、日系企業としてまずはかかる事業参画への足掛かりを築き、運営ノウハウを取得していくことが、将来的な本邦メーカーの参画等につながり、ひいては同事業分野における本邦企業全体の競争力に資することになる側面が大いにあると考える。

また、昨今、特に発電分野を中心とした投資金融の適用要件として、本邦企業によるマジョリティ等のサブスタンシヤルな出資比率や、本邦企業（発電分野においては本邦電力会社等）による O&M への参画を、JBIC より要求されるケースが散見される。投資金融の趣旨である「わが国の産業の国際競争力の維持および向上」に鑑みれば、当該事業に対する本邦企業の影響力や、当該事業がわが国にもたらす裨益について適用要件になるのは当然であり、これについて異を唱えるものではない。しかしながら、当該事業に対する影響力は必ずしもマジョリティ等の出資比率のみで計れるものではなく、合弁パートナーとの合意によっては本邦企業の出資比率がマイノリティであっても事業に対する影響力が十二分に確保されるケースも有り得る。

については、日系企業が先駆的に参画を図っていく事業案件や、合弁パートナーとの合意によっては本邦企業の出資比率がマイノリティであっても事業に対する影響力が十二分に確保される案件については、「Japan Interest」に関する融資基準につき、より柔軟な対応をお願いしたい。

② O&M への参画有無

近年、本邦企業の海外子会社で生産する製品を納入するケースや、本邦企業の海

外子会社で工事請負、O&M 等の役務を行うケースが増加しており、これらのケースも、融資対象とすることを検討いただきたい。

また O&M に関しては、事業によりもたらされる裨益は、事業によっては必ずしも O&M だけではなく、むしろ O&M を現地パートナーや現地専門業者に任せることによって、プロジェクトと収益の安定性を担保し、ひいては本邦出資者およびわが国として当該事業に期待する裨益に繋がるケースも有り得る。

については、O&M についても、参画の有無など、外形標準的な基準に限定せず、より案件の実情に応じた判断をお願いしたい。

(5) 融資条件（金利水準・Exit 基準等）の改善・緩和

官民一体となった世界的な受注競争が激化する中、日系企業の調達面における競争力を側面支援する観点からも、融資条件の改善・緩和において、可能な限り前向き、かつ柔軟な対応をお願いしたい。

特に先進国のインフラ案件については、競争力ある入札価格の提示にあたり、融資コストの差異が相応の影響を与えるケースが多く、「民業圧迫」とならない範囲内において、より一層踏み込んだ金利水準の設定をお願いしたい。

また、期前返済時の一律ペナルティ条項や Exit（案件に対する持分売却）に対する事前承認の取得等、市中にない条件の撤廃・緩和を前向きに検討いただきたい。

以 上